

◆ 不妊治療費の助成について ◆

町では、不妊治療を行うご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。

	一般不妊治療（人工授精）	特定不妊治療
対 象 者	①法律上の婚姻関係にある夫婦であって、医療機関で不妊症と診断され、治療を受けた方 ②夫婦又はいずれか一方がいの町に住民登録があり、かつ居住している方 ③他の自治体において同一の助成を受けていない方（高知県の助成を除く） ④医療保険各法の規定による被保険者もしくは組合員又はその被扶養者である方 ⑤夫婦の前年の所得（1月～5月までの申請は、原則として前々年の所得）の合計額が730万円未満である方 ⑥町税等の滞納がない方 ⑦①～⑥のいずれにも該当し、かつ、高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業の決定を受けた方（特定不妊治療費助成申請の場合のみ）	
対 象 治 療	保険適用とならない人工授精	体外受精・顕微授精
助 成 額	1年度ごとに3万円を上限	1回につき5万円を上限 ※対象となる費用のうち高知県からの助成額を控除した額
助成期間・回数	連続する2年間	通算回数6回

詳しい内容につきましては、ほけん福祉課までお問い合わせください。

申請・問い合わせ ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内） ☎ 088-893-3811

被保険者証の有効期限について

現在、被保険者の皆様のお手元にあります国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証の有効期限の元号については、新元号が決定される前に作成されたため、「平成」と記載されておりますが、**5月1日以降も新元号に読み替えて、そのまま使用できますので、再交付の手続きは必要ありません。**

現在、記載されている有効期限		➔	読み替え	
国 保	平成32年3月31日		国 保	(新元号) 2年3月31日
後 期	平成31年7月31日		後 期	(新元号) 元年7月31日

※その他の「国保」、「後期」の各種証（限度額適用認定証、高齢受給者証など）についても同様に、再交付の手続きは必要ありません。

■ お問い合わせ 町民課 ☎ 088-893-1117

平成31年3月分

いの町上水道水質検査結果

※町公式ホームページにも掲載しています。

	基準値	公園町水系	鎌田水系	伊野南	上八川	長 沢
一般細菌	100個/mL以下	1未満	1未満	1未満	0	0
大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
塩化物イオン	200mg/L以下	2.9	2.9	4.3	1.5	2.2
有機物	3mg/L以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.3未満	0.3未満
pH	5.8以上8.6以下	6.9	6.9	6.9	8.0	7.2
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
濁度	2度以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.1未満	0.1未満

※検査機関によって結果の表記に違いがありますが、全ての地点で水質基準を満たしています。